

運輸安全マネジメントセミナーについて

当セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっておりますが、運輸安全マネジメントの取組みの参考にしたいとお考えの方は、是非、積極的にご参加ください。また、受講することにより以下のメリットがあります。

①【監査インセンティブ】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成26年1月24日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注1. 監査を「免除する」というものではありません。

注2. 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注3. 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

②【貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請に活用可能】

【貸切バス事業者安全性評価認定制度（☆☆☆）の申請に活用可能】

○貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性に対する取組の積極性」

中、「5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している」

2点!

判断基準	5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。(2点)
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に運転者等を派遣していることを判断します。 ◆ 過去1年間（2019年7月2日～2020年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加点の対象とします。 ◆ 配点2点のうち、下記基準により2点又は1点付与とします。 <p>【2点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 選任運転者が研修を受講（ただし、国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー、全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（追突事故防止マニュアル活用セミナー、交差点事故防止マニュアル活用セミナー、60分わかるトラック重大事故対策セミナー、健康起因事故防止セミナー）は、管理者が受講した場合も2点付与とする。） <p>【1点付与とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講（【2点付与とするもの】カッコ書きの管理者向け研修を除く。）

○貸切バス事業者安全性評価認定制度

「運輸安全マネジメント」中、「輸送の安全に関する研修等を実施しているか」

2点!

輸送の安全に関する研修等を実施しているか。

<添付資料チェックシート>

貴社における取組が各評価基準を満たしていることを証明できる資料を添付してください。

評価基準	内容	添付資料の有無	配点			
			2点	1点	0点	不明
評価基準10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し記録しているか。					
評価基準11	2019年度に経営者は安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。 ※中小規模は下記取扱いとする。 (1) 評価基準10を満たし、国土交通省の認定セミナーを受講した場合は2点。 (2) 評価基準10を満たし、国土交通省の認定セミナー以外の受講は1点。		2	1	1	

注1. 上記、Gマークの判断基準はR2年度の申請案内からの抜粋です。

注2. 上記、安全性評価認定制度の配点はR2年度のチェックシートの抜粋です。

注3. 当機構として加点を保証するものではありません。各申請に関するご質問に対しては当機構ではお答えできませんので、申請先の各団体にお問い合わせください。

